

○委員長（片山さつき君） ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

去る三月三十日の十一時半からの理事懇談会に遅刻いたしましたことにつきまして、重要案件が山積する本委員会の審議を滞らせたことの責任を重く痛感しております。改めて、皆様に深くおわびを申し上げます。

委員長といたしましては、二月十二日の理事会に引き続きましてこうした事態になったことを重く受け止めておりまして、今後も皆様方の御指導御協力を賜り、引き続き、中立、公正、公平かつ円滑、円満な運営に努め、職責を果たしてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（片山さつき君） 委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として白眞勲君が選任されました。

○委員長（片山さつき君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内

閣官房内閣審議官前田哲君外十五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（片山さつき君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（片山さつき君） 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、ただいま片山委員長が謝罪をなさいました、去る三月三十日の理事懇での委員長の遅刻の件につきまして委員長に御質問をさせていただきます。

本来、今日のこの委員会は三月三十一日の火曜日に開催をされるはずでございました。委員長の遅刻によりまして、その日程がずれてしまったというところでございます。

片山委員長におかれましては、昨年九月、御嶽山の噴火に際しまして、まだ必死の救命活動が行われているそのさなかに、我が党を誹謗する事実無根の内容をツイッターで発信されました。また、昨年十月には、外務省、防衛省に対して政府用の大臣答弁を要求なさり、そしてそれを委員長席に置きながら、それを御覧になりながら委員会

を、議事を運営していたという、まさに委員会運営の中立、公正、また公平性を否定する暴挙を犯されました。それに重ねて今回の遅刻でございます。

この外交防衛委員会は、集団的自衛権の憲法解釈の変更を始めとする安保法制など、まさに国民の皆様の命そのもの、また、日本が培ってきた平和主義、国の在り方、そして日本の民主主義、法の支配や立憲主義、そうしたものを議論している本場に大切な委員会でございます。委員長のそうした様々な言動が、こうした委員会の信頼を失墜し、またその委員会の運営を損ね、ひいては国民から我々立法府に対する信頼を損ねてしまう、そうした危機にある状況だというふうに思います。委員長に伺わせていただきます。

先ほど謝罪の言葉をいただきましたけれども、申し訳ございませんが、早口で書かれているものをお読みになっていくように聞こえてしまいました。もう一度、委員長の心からの気持ちとして、御自身の言葉で謝罪のお言葉を、あるいは今回の問題についての御所見をいただけますでしょうか。

○委員長（片山さつき君） ただいま小西委員から御指摘いただきましたとおりでございます。私といたしましては、本当に、御指摘につきまして……（発言する者あり）私といたしましては、誠に、私の責任において、このような御迷惑を掛け

てしまったことを非常に申し訳なく思っております。

皆様は大変御指導をいただきながら、この半年間、様々な職務がありまして、二度とこういうことがないようにと本当に注意をされていて、それでも間に合うことができなかったことにつきまして大変申し訳なく、悔しく、本当に、本当に申し訳なく思っております。

これからも御指導を賜って、御指導を賜って、職責を果たしてまいりたいと思えます。本当に申し訳ございませんでした。

○小西洋之君 片山委員長から今謝罪のお言葉をいただきました。委員長のお言葉を、ここにいます先輩、同僚議員の皆様、我々として、どのように受け止めるか。また、これは国会を運営する党派自身の問題でもございますので、特に与党・自民党にあらはれては、この問題についてしっかりと受け止めをしていただきたいと思います。

本来、昨年の十月に、政府答弁を要求なさって、手元持って議事運営を、進行していたその段階で、議院内閣制の三権分立の趣旨に照らせば、それは当然に辞職をなさるものだというふうに思います。

そうしたことも含めて、委員長におかれましては深く深く猛省をお願いします。

では、本来の質疑に移らせていただきます。

憲法の条文を変えない限りできないことを解釈の変更で強行することを解釈改憲というふうにごの質疑では申し上げさせていただきますけれども、その解釈改憲問題、さきの質疑に続いての論点について質問をさせていただきます。

まさに、解釈改憲のもう本丸中の本丸でございます。平和主義の法理の切捨て、あるいは、いるのかいないのか分からない立法事実、集団的自衛権を行使しなければ救えない日本国民が本丸にいらっしゃるのか分からないという立法事実の不在の問題もございませうけれども、昭和四十七年見解、七月一日の閣議決定の下敷きにしたその昭和四十七年見解に集団的自衛権の行使が法理として、概念として含まれているという、もうみんな椅子からひっくり返ってのけぞるような、そうした恐ろしい解釈を今、横島長官を始めとする安倍内閣の皆さんはつくられているわけでございます。前回の質疑で、続きでございますんですけど、もう一度だけポイントを申し上げます。

委員の先生方にお配りさせていただきましたこのカラーの資料でございますけれども、七月十四日の質疑で配付されているものでございます。この赤文字の部分でございますね。この外国の武力攻撃というのが裸であると、これは我が国に対する外国の武力攻撃というふうに限定されていない

と、日本の同盟国に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底から覆される、そうした事態についてもこれに含まれているんだという読み方をするんだと、それをすることが、論理的整合性や法的安定性、そうしたものを損なわないうんだというふうには横島長官はおっしゃっているところでございます。

こんなことはあり得ませんよね。自分の意図するように、自分が欲するがように、かつての解釈のその文書を、言葉を、自分の都合のいいように読む、これは法令解釈にあつては一番やってはいけない、もうイロハのイでございます。私もかつては霞が関の官僚でございましたけれども、法制局に何度も伺いまして、法令の審査あるいは解釈の審査をいただきました。こんなことを言った瞬間に、おまえは何を言っているんだ、私の親元の役所に電話して、こんな官僚もう更迭しろと、そういう厳しい御指導をいただくのが本来の内閣法制局であったというふうに思います。

ただ、これは、こういうことを犯している一番の責任は安倍総理、安倍総理と、そしてそれを支えられる、今日いらしておりますけれども、大臣のその政治責任、また法的責任、それが一番重いわけでございます。

では、早速確認をさせていただきます。まず、基本的なこの四十七年見解の認識について確認を

させていただきます。

横島長官がおっしゃっているように、四十七年見解に概念として集団的自衛権というものが含まれているのであれば、伺います、これは、四十七年見解をつくった、昭和四十七年当時につくった方々が意図的にそういう概念を入れられたんでしょうか。そして、意図的に入れるためには、確かに裸の、外国の武力攻撃としなければいけないんですけれども、意図的にこの外国の武力攻撃というふうに当時の方々がされたんでしょうか、いかがでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） この昭和四十七年の政府見解のポイントにつきましては、いわゆる私どもが申し上げておりますその基本的な論理の部分と、いわゆる当てはめ、帰結の部分に分かれているということは御理解いただけているという前提でお答えしたいと思います、その基本的な論理の部分につきましては、これはあくまでも憲法上の考え方でございます。憲法第九条の下におきましても、例外的にその武力の行使ができる場合があるかという問題、どのような場合に例外的に武力の行使ができるかということ論じているのがこの基本的な論理の部分でございます。そして、その集団的自衛権という言葉が出てまいりますのは、当てはめ、結論の部分でございます。○小西洋之君 全く私が聞いたことに対して答え

ておりません。前回は横島長官はどのような答弁をされました。おかげで私の質問権は侵害されて、大臣に伺えませんでした。今回は質問通告で、前回そうしたことがあったので、聞かれたことだけに的確に答えるように申しました。

イエスカノーかで答えてください。昭和四十七年見解をつくられた当時に、つくった方々は、内閣の方々、政府の方々は、外国の武力攻撃という文字をあえて裸で、我が国に対するという限定を付けずにつくったんですか、入れたんですか。イエスカノーかで答えてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 当時の関係者、政府の認識といたしましては、やはりこの基本的な論理に言いますところの外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態といえますのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという、そういう認識に立っていたものと理解しております。

○小西洋之君 確認。じゃ、今おっしゃったその当時のつくった方々ですね、我が国に対する外国の武力攻撃に限定されるという認識は、このお配りしている資料、この基本的な論理②と書いている、この部分についての認識ということでしょう、ここは、この当てはめの部分ではなくて。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 当てはめの部

分でございます。

○小西洋之君 ふざけるんじゃないですよ。（発言する者あり）答えてないですよ。（発言する者あり）答えてないです。

私は、この基本的な論理の部分の外国の武力攻撃という言葉が裸で、当時の人たちは我が国に対するという言葉をあえて使わずに入れてあるんですかと聞いているんじゃないですか。何でそんなことを、ずっとこういう質疑をやり続けて、私の時間切れを狙うつもりですか。そんなことが許されるんですか、許されると思っているんですか。ふざけるな。（発言する者あり）答えてません。

後で理事懇で協議いただいても結構ですよ。答えてませんよ。（発言する者あり）

じゃ、もう一度伺います。同じことをもう一回だけ伺います。これは私の質問権の侵害ですよ、こういうことをするのは。

昭和四十七年見解をつくった当時に、つくったこの内閣は、外国の武力攻撃という言葉にあえて限定を付けずに、我が国に対するという限定を付けずに、この外国の武力攻撃という言葉が裸で入れたんですか。それは、入れる理由、なぜ入れたかという、集団的自衛権というものを概念として含ませるために入れたんですか。イエスカノーかで答えてください。イエスカノーかで答えてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 何度もお答えしていますとおり、昭和四十七年見解におきます基本的な論理の部分につきましては、まさに憲法上の考え方を述べているものでありまして、個別のあるいは集団的自衛権という概念を前提にして論述しているものではないということでございます。

○小西洋之君 じゃ、もうシンプルに聞きます。この外国の武力攻撃という言葉、この言葉に我が国に対するという限定を昭和四十七年当時付けた理由は何ですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昭和四十七年当時、私がこれを担当したわけではございませんし、その辺の意図について記録も残っておるわけではございませんが、現に、この昭和四十七年の政府見解において、まさに外国の武力攻撃という記述になっていることでございます。

○小西洋之君 今、横島長官はひたすら答弁拒否をされていますけれども、最後に、その意図について、この外国の武力攻撃という言葉をあえて使ったんだと、そうした意図についてはそれは不明であるというふうにおっしゃいました。

このお配りの資料の一番最後の八ページというものを御覧いただけますでしょうか。これは、憲法解釈というのは一体何かということでございます。

安倍総理のような権力者がいきなり現れて、憲法の解釈というものを自分の好きなルールで勝手に決め始めたらいけませんから、憲法を解釈するときはこういう原則に基づかなければいけないということを国会で確立しております。第二次安倍内閣におかれても、横島長官は何度も、七月一日以前の国会の審議においても、これに基づいて、憲法、解釈の変更をやるのであれば行えますというふうにも何度も答弁しております。

一番上の行から二行目を御覧いただけますか。憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、次です、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮して言っているんです。立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し。今、横島長官が言ったのは、この外国の武力攻撃という言葉、立案者の意図は分からないと、かつ、それを確認する資料もないと、そういう答弁をなさったわけでございます。

横島長官、そういう理解でよろしいですか。  
○政府特別補佐人（横島裕介君） まず、その昭和四十七年の政府見解は政府見解でございます。憲法の立案者という立場での見解ではないと思えます。

○小西洋之君 もうへ理屈ばかり言うんですけれども。憲法解釈ですよ、憲法解釈を行うときに、この四十七年というのは憲法九条の解釈ですよ。

この憲法九条の解釈に基づいて、ここから基本論理というものを、私に言わせれば恣意的、意図的にくりぬいて、集団的自衛権を可能にする七月一日の新しい憲法解釈をつくられたわけですから、まさにこの四十七年の見解、これも、その七月一日の閣議決定、集団的自衛権を生み出す新しい憲法解釈の過程では、当然その論理として含まれている憲法九条の解釈なんですね。だから、四十七年見解をつくられた立案者の意図、またその立案の背景というものも当然考慮されないといけないんですけれど。

じゃ、伺います。七月一日の解釈変更に当たっては、この四十七年見解をつくったときの、つくられた方々の意図、立案の背景というのは考慮しなくていいというふうにお考えなんですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘のございました平成十六年六月十八日の島聡君に対する政府の答弁書の中で、この昭和四十七年見解と昨年の閣議決定の間において関係があると思われる部分は、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると、これまでの政府見解というものは論理的な追求の結果として示されてきたものであるという、その辺でございます。まさに昨年の閣議決定といえますのは、従前政府が示してきました、つまりこの昭和四十七年の政府見

解、それを踏まえたものであるということを知る述べてきていただきたいと思います。

○小西洋之君 全く聞いたことに答えないんですけど、立案者の意図、立案の背景、ここに書いてありますけれども、このことは今回の解釈変更に当たっては無視していいんですか。この四十七年見解をつくったときの、これをつくった方々の意図、背景というのは無視してよろしいんですか。そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その憲法についての立案者の意図という観点から申し上げますと、憲法第九条は、一見すると、あらゆる場面において武力の行使を禁じているように見えますけれども、例外的に、我が国の存立が脅かされ、あるいは国民が犠牲になるような場合において武力の行使が許されるというその基本的な考え方、それはしっかりと確認して、その範囲の中で昨年の閣議決定も行われているということでございます。○小西洋之君 長官がおっしゃったように、この憲法解釈の原則というふうに名付けさせていただきましたが、この八番の資料ですね。この今までの国会における議論を始めとする全体の整合性を保たなければいけない、それは当然のことです。これについては、時間引き延ばしっぱいさせていただきますけれども、この後たっぷり聞かさせていただきます。

ただ、昭和四十七年見解を基に、しかも、ここに外国の武力攻撃が裸で入っていると。ただ、その理由一点をもって集団的自衛権が憲法九条において可能であるというふうに言っているわけですから、この昭和四十七年見解をつくった方々、当時の内閣、そしてそれをつくったときの背景、内閣でつくった方々の意図、そしてそれがつくられたときの背景、それについて全く資料もないし、関知しない。しかも、長官はそれを無視していいかのような答弁をなさいましたけれども、そうしたら、もういつの時代でも、何でもかんでも自分たちが好きなようにこの言葉を読めるような、そういう法令解釈のルールがこの日本の法治国家の中で確立しちゃうんじゃないですか。めちゃくちゃなことをおっしゃっている。

もう、長官、楽にならなれたいと思いますよ。あなた、つらいお立場だと思っただけでも、もう楽にならなれたいと思う。もうあなたは十分頑張ったと思いますよ。安倍総理に言われて、何とかして理屈をつくり出せというふうに言われて、一生懸命頑張られたんでしょう。でも、それはまさにさつき長官が御説明してくださったような、歴代の憲法九条解釈からは無理なんですよ。

全ての実力行使を禁止しているかのように見える憲法九条のその条文、かつ、今回切り捨ててはいらっしやいますけれども、解釈の検討に当たっ

て、平和主義の法理、それを総合して考えたときに、集団的自衛権というのはもう入り込む隙間というのは全くないわけですよ。それを何とかつくり出そうと、くりぬこうとしたから、こういう言葉の使い回し、言い回しを一生懸命やられているということでございます。

全くお答えになりませんので、答えられませんけれども、もう一点だけ、この基本的な論理②の部分について確認をさせていただきます。

外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆される急迫、不正の事態と書いていますね、事態と書いていますね。で、長官が言うところのその当てはめの部分では、急迫、不正の侵害というふうに書いていますね。

まず、長官に伺うんですけども、この基本的な論理②のところに書いてある急迫、不正の事態が、仮に急迫、不正の侵害という言葉であれば、急迫、不正の侵害という言葉であれば、集団的自衛権、国際法的には集団的自衛権として評価される、そういう武力行使はこの基本的な論理から読むことはできないという理解でよろしいですか。仮にこの事態が侵害という言葉であれば、論理として。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その侵害という言葉をどのような意味で使われているかちよつと分かりにくいのでございますけれども、一般に、

自衛権発動の要件として武力攻撃の発生が要件とされています。この武力攻撃の発生といいますが、侵害の発生、結果の発生とは異なるというふうに解されておりますので、仮に侵害と言ったらどうなるかというお尋ねに対してお答えすることは難しいと思います。

○小西洋之君 何か訳の分からない、何か武力攻撃が発生したときにその結果を表現するのが侵害という言葉の方がふさわしいというかのような答弁をなさったように受けましたけれども。

じゃ、基本的な論理の急迫、不正の事態という言葉が侵害という言葉で仮にこれが置き換えられなくても、七月一日の解釈変更は法理として何ら影響を受けないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) そもそも、どういう仮定を置かれてのお尋ねなのか理解し難いので、お答えできません。

○小西洋之君 私がさせていただいた質問は、こういう意味です。外国の武力攻撃によって国民という言葉がございませぬ。この国民が日本国民であるということは横島長官も否定されておられません。だから、いいですか、この国民が日本国民という言葉で仮に置き換えられても、この七月一日の解釈変更、解釈については何ら影響を受けないということでしょうか、これが質問の一点。であるならば、それと同じことです、この事態とい

う言葉が侵害という言葉に仮に置き換わっていても、七月一日のその解釈、これは何ら影響を受けないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどもお答えしましたが、その事態という言葉をどのような意味でここにはめ込むかという、その意味、意図解釈によりまして、仮にということでお答えすることはできません。

○小西洋之君 もう全て答弁拒否をなさる。じゃ、伺います。昭和四十七年見解をつくられたときに、なぜ事態と侵害、言葉を使い分けているのでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) なぜについて、直接お答えすることは難しいわけでございますけれども、先ほどお答えしたとおり、対処するのは事態に対処するというところでございまして、先ほどもお答えしましたが、急迫、不正の侵害と云ったり、我が国に対する武力攻撃と言いますけれども、その武力攻撃の発生といえますのは侵害そのものとは違うということが前提になっているんだろうと思います。

○小西洋之君 昭和四十七年当時、この事態と侵害を言葉をあえて分けて使っている、それを示す資料はございますか。法制局の、あるいは政府の中にございますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) あえて使い分

けたかどうかということについては分かりません。

○小西洋之君 資料はございますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) そのような観点で精査をしたことはございませんので分かりません。

○小西洋之君 委員の皆様、この今の一つ一つは、集団的自衛権が憲法九条において可能になるかというもう核心論点ばかりでございます。私が一生懸命ここに聞かせていただいておりますのは、一言だけ申し上げさせていただきましても、立法府に所属する国会議員として、仮に政府・与党が安保法制を強行しても、将来の最高裁判決で絶対にこの七月一日の新しい憲法九条、その解釈について合憲判決を出させないためです。

これだけ国会議員が論議を尽くして、それでも我が最高裁は、この七月一日の憲法解釈、新しい憲法九条の解釈、またそれに基づく法律等々の法令に対して合憲判決を出すのか。それはまさに、最高裁そのものが法の支配の最後のとりで、立憲主義の最後のとりでとしてのその役割、そして国民からの信用を失墜する。そうした信念で、それだけの私は思いを持って質疑をさせていただいております。

では、今、横島長官に伺わせていただきました。本当にひどい答弁拒否ばかりするので、時間がなくなってしまうようで、本当に許し難いことだと

思いますけれども。

確認させていただきましたこの外国の武力攻撃、そして事態と侵害。この言葉が、横島長官は特に外国の武力攻撃というのは裸だから集団的自衛権はいんだと言うんですけれども、これが歴代の横島長官以外の全ての法制局長官は、誰もそんな意味でこれを国会で答弁していなかったということをお示しさせていただきます。

こちらにお配りしている資料、下からちよつとめくっていただきますと、その方が早いですけれども、右上に⑥番という資料がございます。

これは前回の質疑でもお示しをさせていただきました。昭和四十七年見解をつくった後に、この昭和四十七年見解を使って、我が国の憲法においては、九条においては集団的自衛権はもう全く容認できませんと、憲法違反ですという国会答弁を法制局長官が何度も繰り返ししております。

そして、全ての法制局長官が、前回質問したとおりですけれども、この四十七年見解の言葉を忠実に使っているんですけれども、全て、あくまで外国の武力攻撃によって、外国の武力攻撃によってという言葉を使わず、あえて我が国に対するという限定を付けずに、修飾語を付けずに、外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆される。

で、先ほどの事態ですね。今、この右上に⑥番

と書いた平成十五年の秋山法制局長官の答弁がございますけれども、あくまで外国の武力攻撃によって、裸で使っています、そして、国民の生命などが根底から覆される急迫不正の事態。確かに急迫不正の侵害と言った方が、我が国に対する武力攻撃が発生し、いわゆるその正当防衛について、一般論として、正当防衛について議論されるときに急迫不正の侵害というような言い方を一般的にしておりますので、確かに急迫不正の侵害と言った方が分かりやすいのかもしれませんが、急迫不正の事態という表現でまさに我が国に対する武力攻撃が発生した状況をこれで十分意味しているんだと。

全ての残りの法制局長官の答弁、私が調べた限りで五人の法制局長官の答弁、四十年以上にわたる国会の議論ですよ、四十年間にわたる国会の議論で五人の法制局長官の答弁、そして将来法制局長官になられる方、当時法制局長官の次長や部長であった方々を含むと七名の法制局長官、全ての方がこの昭和四十七年見解というのはいまも法理として我が国に対する武力攻撃しか含んでいない、そして国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される急迫不正の事態というその事態というのはまさに急迫不正の侵害と同じ意味であるというふうに答弁をされているわけでございます。

横島長官に伺います。横島長官、また、安倍内

閣と申しましょう、安倍内閣だけが今までのこの答弁を全部覆して、これに同盟国に対する外国の武力攻撃、そうしたものを読み込むことは、論理的整合性、法的安定性、また全体の議論の整合性に明確に違反することではないですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 繰り返しと長くなるかもしれませんが、もう既に何度もお答えしているところでございます。まあ、若干繰り返しになりますけれども……（発言する者あり） 大事なところでございます。

昭和四十七年の政府見解の基本的な論理の部分でございます、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態といえますのは、従前は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識であったわけでございますけれども、現下の諸情勢の下、その認識を改めたというのが昨年の閣議決定の前提でございます。その上で、この基本的な論理はあくまでも維持しているというところでございます。

○小西洋之君 私がお伺って、伺ってというか、もう前回の委員会から指摘しておりますその認識の改めが論理的に許されないということをお過去の全ての法制局長官の答弁は示しているんですよ。その事実の認識を改めてこの四十七年見解をそのように曲解することは、解釈することは許されない

というふうに言っているわけですよ。

じゃ、それをまざまざとした証拠として、なっている答弁をお示しさせていただきます。追加で配らせていただいております質疑がございますけれども、あつ、同時に配らせていただいた資料です、はい。この議事録、文字だらけのものでございます。失礼しました。

○委員長（片山さつき君） 小西先生、昭和四十七年見解でよろしゅうございませうね。

○小西洋之君 あつ、これですね、はい。

これ、平成四年の、一枚めくっていただきました、当時の宮澤総理大臣の答弁でございます。私が説明させていただきましたけど、一ページ目の、これ当時の工藤法制局長官です。真ん中、線を引かせていただいている部分は、一見して明白なように、昭和四十七年の言葉を使っております。外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆される、そういう急迫不正の事態というふうに書いております。

この質疑者の寺崎さんという方なんですけど、一枚めくってただけですしょうか、こういうことをおっしゃっているんですね。憲法を変えないで、まあ安全保障の基本法というのほちよつと今日でもそういう、私に言わせれば憲法論が分かっている御議論がありますけれども、安全保障の基本法というものを使って新しい自衛権の在り

方というものを決めることはあり得るんじゃないんですかということをお聞いているんですね。

それに対して宮澤総理大臣ですね、下線の部分です。「先ほども法制局長官からお答えをいたしました。九条が許しております自衛というものは文字どおり、例えば他国に対して起こった危害が即我々にとつての危害であるといったようなものが集団自衛ということの仮に基本であるといえます。九条の解釈が大幅に広がってしまっています。これが破れるおそれ少なしとせずと思えます。私どもはそこを先ほどから申しましたようなふうにとらえておるわけでございます。」、結論として、「政府といたしましては従来からただいま申しましたような見解をとつておる」ということでございます。

つまり、これはどういう意味かと申しますと、工藤長官は、この四十七年見解の、正しい意味ですね、正当防衛の局面の武力行使しかできないというふうに答弁をしているわけでございます。それに対して、もうちよつと解釈を広げることができるんじゃないんですかというふうに言っているわけですね。それに対して宮澤総理は明確に、この昭和四十七年見解を工藤長官は使っているんですけれども、この法制局長官が示した解釈、これに集団的自衛権というものを入れて広く解釈する

ということは許されないというふうに言っているんですね。つまり、四十七年見解というものはそのように解釈しなければいけない、これを広げて集団的自衛権を読み込むということは許されないというふうな国会で、内閣は国会に対して憲法の連帯責任の下に答弁をされているんですね。

横島長官、どのように説明されますか。もう白旗を掲げられたらどうですか。もう十分頑張りましたよ。どうぞ白旗を掲げてください。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘の宮澤大臣の答弁でございます。大事なところですが、他国に対して起こった危害が即我々にとつての危害であるといったような、それが集団的自衛権ということの仮に基本であるといえます。ならばと述べているとおりでございます。この考え方は現在も変わっておりません。要するに、集団的自衛権につきましてはいろいろな説明の仕方がありますけれども、いわゆる集団的自衛権につきましては、他国に対する武力攻撃を自国に対する武力攻撃とみなして武力を行使する、自衛権を發動するというような説明がよくございます。つまり、そのことを述べているのだからと理解します。ところが、そのようないわゆる集団的自衛権の行使というのはやはり憲法上認められないと、四十七年見解のつとる限り認められない、昨年の閣議決定もそのような考え方でございます。



新三要件をよく御覧いただきたいと思っておりますけれども、単に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したという事で即集团的自衛権の行使ができると言っているわけではまさにごさいませんで、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるという、その要件を付加いたしましたして、これによって憲法九条の下でぎりぎり許される武力の行使という範囲を画しているものでございます。

○委員長（片山さつき君） 小西洋之君、お時間過ぎております。

○小西洋之君 もうまとめますので。

横島長官がおっしゃっているのは、横島長官以外の歴代総理、また歴代長官の答弁というのは、限定容認の集团的自衛権とフルスケールの集团的自衛権を分けて答弁しているというふうに言っているんですね。北澤大臣が大臣を務められたときにそのような答弁をなさったことは一度もないと思いますし、そんなことが許されるわけがございません。

この続きはまた厳しくやることをお約束させていただきまして、終了させていただきます。ありがとうございます。

○白眞勲君 民主党の白眞勲でございます。

イラク特措法についてのときの自衛隊の派遣に

ついて、もう一度ここで防衛大臣にお聞きしたいというふうに思います。

イラク特措法によって自衛隊がイラクに派遣されて既に十一年がたったわけですが、その間、様々な検証が行われて、そういう中で去年、NHKで「イラク派遣 十年の真実」という番組が放映されました。この番組で私驚いたんですけれども、イラクに派遣された陸海空の自衛隊員は、延べ一万人のうち、NHKの調べでは、帰国後二十八人が自ら命を絶ったということが分かった。このこと、大変お気の毒で心からお悔やみ申し上げたいというふうに思います。

そこで、防衛大臣にお聞きいたします。このイラク特措法で派遣された自衛隊員が何人いて、その派遣された隊員の方が実際に何人自らお命を絶ったのでしょうか。陸海空それぞれのお答えをお願いいたします。

○国務大臣（中谷元君） イラク人道復興支援特措法に基づき平成十五年以降派遣された経歴のある自衛官のうち、平成二十七年二月二十八日現在、陸上自衛官二十一一人、航空自衛官八人、合計二十九人が帰国後自殺によって亡くなっております。

なお、派遣自衛官の総数は八千七百九十人というところでございます。

○白眞勲君 この比率についてお話しいただきました

いと思えます、比率、何%なのかということですね。つまり、全自衛隊員の中の自殺した方と今回の派遣された方との比較でお話をいただきたいと思えます。

○国務大臣（中谷元君） 派遣自衛官総数約八千七百九十人に対し、平成十七年度から平成二十六年二月末までの十年間に自殺した自衛隊の数、これを一般的な算出方法である十万人当たりの数に換算すると三百二十九・九人でございます。他方、同様に、過去十年間の自衛官全体の自殺者数の累計を十万人当たりの数に換算すると約三百四十七・一人でございます。イラクの派遣の場合が三百二十九・九人、そしてこの十年間の数に換算すると三百四十七・一人ということでございます。

○白眞勲君 イラク特措法で派遣された自衛隊員のうち、何人がその後自己都合で退職されて、その比率は全体の退職者の何%なのか、その辺の比べ、比較はどうなんでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 退職者数のお尋ねでございますが、平成十五年以降の派遣された自衛官のうち、自己都合で依願退職をした自衛官の合計は現時点で三百五十名であり、派遣自衛官総数約八千七百九十名に占める比率は約四%になります。他方、自衛官全体で、平成二十五年度の場合、自己都合で依願退職した自衛官の合計は約三千八百名であり、自衛官現員数約二十二万五千七百十

